

○財務省告示第六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年十二月二十一日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年一月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十
九回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
法律第二十三号）第四十七条第
一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

ロ イ

入札競争
格別
札格第 I 加
場
国債市場
特別参加
者
非入札競争
争入札競争
及及び
行市場
債市
別参加者
・第 II 非
格別
札格第 II 非
競争
入札競争
利率
経過
の払込み

十
三

十
四

初
期
利
子

十
五

後
第
二
期
利
子

額
そ
れ
ぞ
の
百
円
に
つ
き
百
円
五
銭

年一・四パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に加えて、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{14}{100} \times \frac{1}{365}}$$

平成二十八年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{14}{100} \times \frac{1}{2}}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平 る
成 務 本 面 成 利
二 大 銀 金 五 子
十 臣 行 額 十 支
七 か 　 百 七 払
年 ら 　 円 年 　
十 通 　 　 　 　 　
二 知 を 　 　 　 　 　
月 を 　 　 　 　 　
二 受 　 　 　 　 　
十 け 　 　 　 　 　
一 た 　 　 　 　 　
日 者